

平成元年 10 月 11 日

様

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

担当

拝啓、令和元年 9 月 9 日に発生いたしました自動車事故につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、上記自動車事故によります。 様へのお怪我に関するご対応につきまして、ご連絡させていただきます。

自動車事故の補償（損害賠償）の対象となる治療行為に関しましては、医師の診断に基づき判断をさせていただいており、柔道整復師による施術に関しても、その必要性を医師が認めた場合に、補償（損害賠償）の対象となります。

これは、過去の裁判例に基づくもので、要約しますと『柔道整復師の施術費を損害として請求できるためには、医師の指示があることが必要であり、さらに、医師の指示の有無を問わず、①施術の必要性、②施術の有効性、③施術の合理性、④施術機関の相当性、⑤施術費の相当性の要件を満たすことが必要である』となります。

このため、 貴方がご要望される柔道整復師による施術についても、現在受償されていらっしゃる 整形外科のご担当医によって、施術の必要性を認める診断がございませんと、補償（損害賠償）の対象とすることができなくなることとなります。

つきましては、お手数ではございますが、まずは 整形外科のご担当医に柔道整復師による施術の必要性について、ご相談、ご確認をいただき、その結果により、補償（損害賠償）に関し改めてご相談させていただきたいと存じます。

敬具

親 展

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社